令和６年３月
小川警察署

◇ 速度取締り指針 ◇

■小川警察署管内では、交通事故の発生状況や住民の皆様の要望などに基づいて、次の路線や時間帯を重点に、交通事故を抑止するための速度取締りを行います。

速度取締りの重点路線、時間帯等

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
主要地方熊谷小川秩父線	7：00～10：00 15：00～17：00	区間区域	40km/h（指定）

上記路線のほか、
〇事故発生が多い、主要地方道及び町村道
〇昼夜ともに交通量の多い路線
などでも速度取締りを行います。

【重点路線等の選定理由】
管内を横断する上記路線では、重傷事故が発生していることから、隣接警察署と連携して事故多発時間帯等の速度取締りを強化し、交通事故の抑止を図ります。

<管内における交通事故発生状況>（令和５年12月末現在）

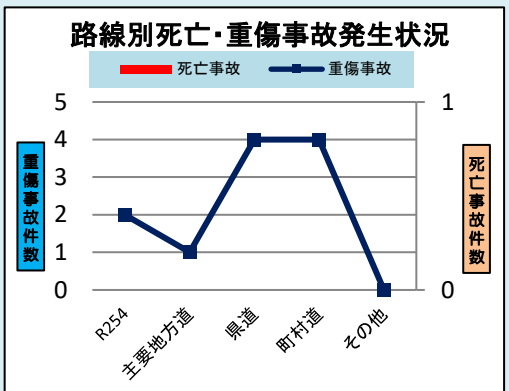

〇　重傷事故の発生は、特定の路線に限られていません。
〇　死亡事故の発生は無いが重傷事故は、
国道254号及び、県道町道で発生してい

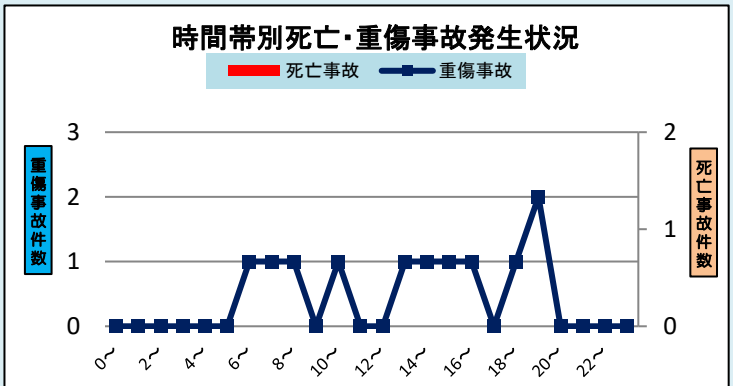

〇　重傷事故は、６時から１８時の時間帯に多く発生 しています。
〇　昨年は、死亡事故の発生は無いが重傷事故は、薄暮時間帯に発生しています。

～令和5年12月末現在～
■　重傷事故では、車両と歩行者の衝突する交通事故が目立っています。
■　前方不注視･安全不確認による原因の事故が6割を占めています。

その他の交通指導取締り

■　管内では、前方不注視、安全不確認、動静不注視による交差点での交通事故が多いため、信号無視、一時不停止、横断歩行者妨害等の交通違反取締りを強化します。
■　小川駅、嵐武蔵嵐山駅周辺等において検問等による飲酒運転取締りを強化します。
■　国道254号線、主要地方道を中心に警戒走行を強化します。
■　このほか、管内の交通事故発生状況に応じた各種違反の取締りを推進します。